

令和6年度「建設業取引適正化推進期間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、また令和2年度からは毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」（以下「期間」という。）として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度についても、引き続き、10月から12月の期間において、下記により、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

記

1. 期間

令和6年10月1日～12月28日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組み

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

上記期間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会等

① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象とした講習会等を、期間内を中心に開催する。とりわけ、令和6年6月14日に改正建設業法（以下、「改正法」という。）が公布されたことを踏まえ、その普及啓発活動の強化に努める。

② 留意事項等

- i 改正法により措置された、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールについて、発注者を含めた請負契約の各当事者に対し、新ルールを踏まえた適切な対応を呼びかけていく必要があることから、改正法の要点をまとめた資料や「建設企業のための適正取引ハンドブック」等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 法令違反等の早期発見・早期是正を図る観点から、個別の相談対応ツールとしての役割に加え、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口としての役割も有している駆け込みホットラインをはじめ、請負契約を巡る元下間のトラブルや苦情相談に応じる建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 令和2年7月に中央建設業審議会において作成され、実施が勧告された「工期に関する基準」（令和6年3月27日最終改訂）及び本年4月より適用となった建設業に対する時間外労働規制について周知する。
- iv 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、建設業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

(3) 建設Gメンによる実地調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

- ① 期間内は、地方整備局の建設Gメンによる実地調査を重点的に実施するほか、建設Gメンによる実地調査や下請取引等実態調査、通報等により、法令違反が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を機動的に実施し、必要に応じて指導監督を行う。

なお、実地調査や立入検査の際、各種相談窓口についての周知も併せて行う。

- ② 建設Gメンによる実地調査については、改正法にて措置された、労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールの対応状況や、週休2日（4週8休含む）をはじめとした、時間外労働規制の適用を考慮した適正な工期設定の確保状況等について調査し、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、新ルールを踏まえた適切な対応、不適当な取引の改善を強く求めていく必要があることから、当該期間を「集中月間」と位置づけ、とりわけ重点的に行うものとする。
- ③ 時間外労働規制の適用が始まったことを踏まえ、適切な工期設定に関しての調査を効果的に行う観点から、都道府県労働局や労働基準監督署と連携し

て工期に関する合同調査を行うものとする。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。